

# 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

## 制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」（※1）を規定。  
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**（※2）とし、**月一定時間までの利用可能枠**（※3）の中で利用が可能。  
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。  
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。  
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。  
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。  
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

## 【本格実施に向けたスケジュール】

### 令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
  - ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
  - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

### 令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
  - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

### 令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
  - ・ 全自治体で実施（※経過措置あり）
  - ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

## 1. 趣旨

- こども誰でも通園制度については、
  - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、
  - ・ 令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしている。
- このため、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点について、成育局長が学識経験者等に参集を求め、検討することとする。
- なお、検討会については原則公開とする。

## 2. 主な検討項目

- (1) 令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討が必要な各論点
- (2) その他

## 3. スケジュール

- 6月26日 検討会の立ち上げ
- 7月～12月 数回議論
- 12月 中間とりまとめ
- (3月頃 とりまとめ)

## 今後の主な検討事項

- **令和7年度の利用時間**（利用可能枠の在り方）について
- **人員配置、設備運営基準**（内閣府令）について
- **安定的な運営の確保**について
- こども誰でも通園制度を実施する上で**手引きになるようなものの作成**について（年齢ごとの関わり方の留意点や、利用方法の組み合わせ方等）
- **総合支援システム**について（個人情報の取り扱いを含む）

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 実施自治体一覧

成育局 保育政策課

【 115自治体 】 ※令和6年4月26日現在

	市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名		市区町村名
1	北海道 札幌市	21	福島県 南会津町	41	千葉県 成田市	61	長野県 御代田町	81	兵庫県 加西市	101	高知県 南国市
2	北海道 函館市	22	茨城県 水戸市	42	東京都 港区	62	長野県 須坂市	82	兵庫県 養父市	102	福岡県 北九州市
3	北海道 旭川市	23	茨城県 笠間市	43	東京都 中野区	63	岐阜県 岐南町	83	兵庫県 南あわじ市	103	福岡県 福岡市
4	北海道 登別市	24	茨城県 筑西市	44	東京都 杉並区	64	静岡県 浜松市	84	奈良県 奈良市	104	佐賀県 佐賀市
5	北海道 美幌町	25	栃木県 宇都宮市	45	東京都 北区	65	静岡県 沼津市	85	和歌山県 海南市	105	佐賀県 唐津市
6	北海道 白老町	26	栃木県 足利市	46	東京都 多摩市	66	静岡県 富士市	86	和歌山県 紀美野町	106	佐賀県 有田町
7	北海道 浦河町	27	栃木県 栃木市	47	神奈川県 横浜市	67	愛知県 名古屋市	87	鳥取県 鳥取市	107	長崎県 松浦市
8	北海道 別海町	28	栃木県 日光市	48	神奈川県 川崎市	68	愛知県 大府市	88	岡山県 岡山市	108	長崎県 東彼杵町
9	青森県 青森市	29	栃木県 茂木町	49	神奈川県 相模原市	69	愛知県 美浜町	89	岡山県 笠岡市	109	熊本県 熊本市
10	青森県 八戸市	30	群馬県 前橋市	50	神奈川県 厚木市	70	三重県 松阪市	90	岡山県 高梁市	110	大分県 中津市
11	岩手県 盛岡市	31	群馬県 高崎市	51	新潟県 新潟市	71	滋賀県 米原市	91	岡山県 備前市	111	大分県 臼杵市
12	岩手県 一関市	32	群馬県 渋川市	52	新潟県 見附市	72	京都府 京都市	92	広島県 広島市	112	大分県 杵築市
13	宮城県 仙台市	33	埼玉県 さいたま市	53	新潟県 上越市	73	京都府 宇治市	93	広島県 呉市	113	大分県 姫島村
14	秋田県 湯沢市	34	埼玉県 行田市	54	新潟県 南魚沼市	74	大阪府 大阪市	94	広島県 尾道市	114	沖縄県 那覇市
15	山形県 山形市	35	埼玉県 鴻巣市	55	石川県 七尾市	75	大阪府 豊中市	95	広島県 福山市	115	沖縄県 浦添市
16	福島県 福島市	36	埼玉県 志木市	56	石川県 津幡町	76	大阪府 高槻市	96	山口県 防府市		
17	福島県 郡山市	37	千葉県 千葉市	57	福井県 福井市	77	大阪府 富田林市	97	徳島県 上勝町		
18	福島県 白河市	38	千葉県 市川市	58	山梨県 甲府市	78	大阪府 東大阪市	98	香川県 多度津町		
19	福島県 南相馬市	39	千葉県 松戸市	59	長野県 長野市	79	兵庫県 神戸市	99	愛媛県 今治市		
20	福島県 伊達市	40	千葉県 野田市	60	長野県 飯田市	80	兵庫県 姫路市	100	高知県 高知市		

※令和6年6月17日より、  
新たに追加公募中  
(令和6年8月16日締め切り)

# こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

## 1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

## 2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

## 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託等可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

※委託料等は、こども一人1時間当たり850円を基本とし、保護者負担額は1時間当たり300円程度を標準とする。

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円      B. 18,252千円      C. 9,126千円      D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

## 今後のスケジュールイメージ

### 【令和7年度 地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて】

- ・ こども家庭庁において、令和6年秋頃を目途に、制度に係る設備及び運営に関する基準（内閣府令）の制定を予定。

令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村においては、実施に先立って、当該基準に基づく条例改正の手續、市町村長による制度の実施事業所の認可手續が必要。

### 【令和8年度 法律に基づく給付制度の実施に向けて】

- ・ 令和7年度の地域子ども・子育て支援事業を実施しない市町村においても、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和8年度までに内閣府令に基づく条例改正の手續、市町村長による制度の実施事業所の認可手續が必要。

こども家庭庁において、令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付としての実施に向けて、令和7年度中に所要の法令（内閣府令等）の制定を予定。当該法令においては、制度の認定申請の手續、特定乳児等通園支援事業に関する基準、利用可能枠、給付費の支給に関する事項等が定められる予定。

全ての市町村において、令和8年度までに、特定乳児等通園支援事業に関する基準に基づく条例制定、市町村長による特定乳児等通園支援事業者の確認手續が必要。

# 一時預かり事業と試行的事業、 こども誰でも通園制度の関連について

	一時預かり事業	こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業	こども誰でも通園制度
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付） （令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）
実施自治体	1,269自治体で実施	115自治体（令和6年4月26日時点）	全ての自治体（1,741）で実施
事業の目的や内容	<p>①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児</p> <p>②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>○こども誰でも通園制度の創設を見据え、試行的事業を実施する。</p>	<p>○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。（こども未来戦略）</p> <p>（参考）改正後の子ども・子育て支援法 第七条（略） 11 この法律において「乳児等通園支援」とは、児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。 （支給要件） 第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号八の政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。</p>
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できる ※親子通園も可能とする	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	補助基準一人当たり「月10時間」を上限	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項） ※試行的事業の実施状況や全国的な提供体制の確保状況等も踏まえながら、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保できるかといった観点から、今後検討。なお、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）
人員配置	<p>①一般型</p> <p>○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。</p> <p>○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用型</p> <p>○「児童福祉施設の設定及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	<p>①一般型</p> <p>○乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。</p> <p>○保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。</p> <p>②余裕活用型</p> <p>○「児童福祉施設の設定及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。</p>	試行的事業の実施状況等を踏まえ、検討